別表（第６条関係）

**行方不明者の捜索に係る体制**

捜索が長期化した場合

1. 捜索計画の再編成
2. 捜索人員の再編成

行方不明者捜索協力対策本部を設置することを決定

対　策　本　部

1. 関係機関との連絡調整
2. 捜索救助活動の要請
3. 捜索体制の確立
	1. 経過・状況確認　　　　　総務課長及び
	2. 行方不明者の特徴確認　　行政係
	3. 捜索隊員の要請
	4. 道案内人等の要請
	5. 車・諸機材等の確保
	6. 目撃情報の収集

現　地　本　部

1. 班編成及び捜索計画
2. 地図の準備
3. 捜索範囲の確認
4. 捜索人員の確認
5. 行方不明者の特徴確認
6. 道案内人等の確認

２．現場指揮の確認

行方不明者捜索協力対策本部を設置しないで協力

行方不明者捜索協力対策本部を設置しないことを決定

捜　索　班　編　成

1. 班長の確認
2. 班員の確認
3. 無線機の準備
4. 行方不明者の特徴確認
5. 地図の確認
6. 捜索ルート及び範囲の確認
7. 帰路集合時間の確認
8. 本部電話番号等の確認

八頭町行方不明者捜索協力会議